

# あかねんが

●法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/>

この度、会社法が成立しました。会社法は、最近の社会経済情勢の変化に対応するため、いままでの会社法制を体系的かつ抜本的に見直し、また、現代的な言葉づかいに改めること等により、国民のみなさんにとって分かりやすい法律になりました。今回は、会社法の内容について紹介します。

この見直しに当たっては、会社法制を利用する方々の視点に立つてルールを見直すことにし、必要性や合理性の乏しいルールを撤廃し、会社経営をしやすくしています。他方で、株主や会社と取引をする者が不測の損害を被ることがないように、きちんと会社が経営されるような措置も講じています。

現在の有限会社は、会社法の施行により、会社法上の株式会社として存続することになります。ただし、経営者等の負担に配慮し、その際、原則として、特別な手続や登記の必要は生じませんし、引き続き、「有限会社」

資すべき額に関する規制を撤廃しています。したがって、会社法の下では、出資額が1円であっても、株式会社を設立することができることになります(ただし、株式会社の設立登記に際しての登録免許税等の費用は、別途必要です)。

また、公認会計士や税理士が取締役等と共同して、株式会社の財務内容を明らかにする書類を作成する会計参与制度を創設しているほか、すべての会社で、公認会計士である会計監査人を設置することができるようにしています。

政府は、9月6日の閣議で金平輝子氏を日本司法支援センターの理事長予定者とする事とすることを了解しました。金平氏は、支援センターの設立と同時に理事長に就任する予定です。

まず、インタビューの冒頭で、金平氏から初代理事長に就任されるに当たっての抱負をお話いただきました。「私は、東京都の職員として、主に福祉の現場で長年仕事をし、その後副知事という立場で仕事をしてみたいです。最近、ハンセン病問題の検証会議の座長をさせていただきました。あの時代に、日本司法支援センターがあったら、果たしてどうなっただろうか、ハンセン病のような問題を二度と起こさせないために、これから日本にとっても、支援



経歴：元東京都副知事。ハンセン病検証会議座長、東京都歴史文化財団顧問ほか。

## 日本司法支援センター理事長予定者インタビューしました！

1

### 10月号目次

- [2面] ごぞんじですか成年後見制度
  - [3面] `社会を明るくする運動、
  - [4面] ハンセン病に関する
- 「夏休み親と子のシンポジウムと映画の集い」を開催

# 会社法が生まれ変わりました



第二十二回国会常会で会社法が成立しました。会社法は、商法や有限会社法など複数の法律にまたがって置かれていた会社法制の各規定を、現代的な言葉づかいに改めた上、読む人が分かりやすいように作り直し、一つの新しい法律としたものです。これにより、会社法は、生まれ変わったのです。

### 使える会社法、使おう会社法

現在、IT化や国際化が進化する中、我が国の企業は厳しい競争にさらされています。会社法では、このような社会経済情勢の変化に対応するため、会社法制を体系的かつ抜本的に見直しています。

### 1 えっ、有限会社がなくなる？

この見直しは、中小企業の実態等を踏まえ、会社法制を利用者にとってより使いやすいものとするため、株主総会と取締役しか存在しない簡素な形態の株式会社を認めることとした結果、現行の有限会社を株式会社に統合することが可能となったことによるものです。

### 2 現在の有限会社はどうなる？

現在の有限会社は、会社法の施行により、会社法上の株式会社として存続することになります。

### 3 1円でも株式会社が作れるの？

現在の会社法制においては、例えば株式会社を設立するには最低限1000万円の出資が必要とされてきました。しかし、現在の会社法では、1円でも株式会社が作れるようになります。

### 4 会社経営の機動性と柔軟性を向上させるためのその他の主な改正点

このような見直しにより、会社を運営する者がより効率的に会社を運営することができるようになります。

### 5 企業不祥事が続いているけど、大丈夫？

会社法では、会社経営の機動性と柔軟性を向上させるための改正を行い、経営の自由度を高めています。

### 6 新しくできる合同会社ってどんな会社？

この新しい会社法では、新たに合同会社という会社形態が創設されています。

### 7 会社法はいつから施行されるの？

会社法は、公布の日である平成17年7月26日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

類を作成する会計参与制度を創設しているほか、すべての会社で、公認会計士である会計監査人を設置することができるようにしています。

このような見直しにより、会社経営者が会社をきちんと経営し、株主や会社の債権者等が、会社の正確な財務状況等を知ることができるようになっています。

責任(会社の債務に関する出資者の責任がその出資額を限度とするもの)が確保され、会社の内部関係については自由度の高い柔軟なルールが適用されるといふ特徴を有するものです。

合同会社は、出資者の有限責任(会社の債務に関する出資者の責任がその出資額を限度とするもの)が確保され、会社の内部関係については自由度の高い柔軟なルールが適用されるといふ特徴を有するものです。

# ごぞんじですか 成年後見制度

最近、認知症となった高齢者の方などをねらって、必要のない住宅リフォーム契約をむすばせる悪質な事例が目立っています。成年後見制度は、認知症となった高齢者のように判断能力が不十分な方々が悪徳商法の被害にあうのを防止するのにも有効です。

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスに関する契約をむすんだりする必要があるとしても、自分で悪徳商法の被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を、成年後見人等が支援し、その保護を図るのが「成年後見制度」です。



に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書でむすんでおくというものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選んだ「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約をむすぶなどして、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

このことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利な契約であってもよく分からずに契約をむすんでしまえば、悪徳商法の被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を、成年後見人等が支援し、その保護を図るのが「成年後見制度」です。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）

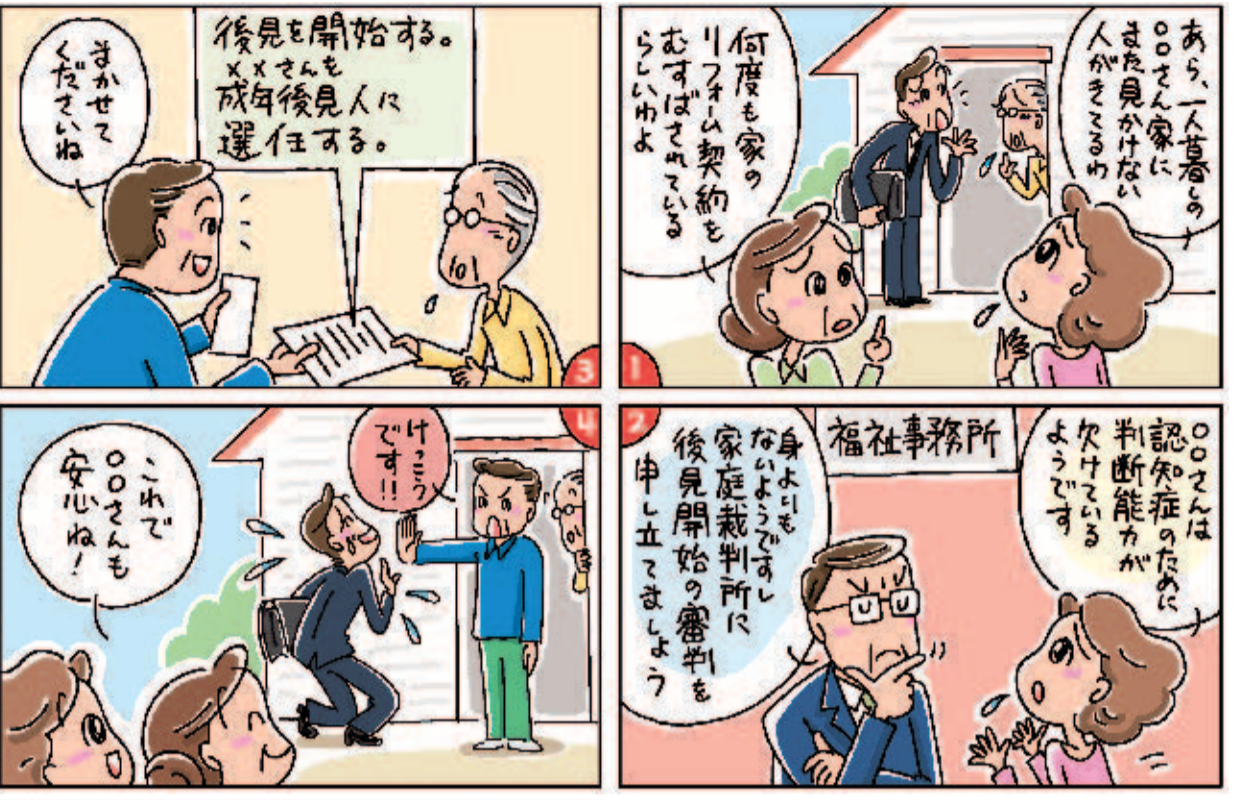
任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）

任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）



ご存じですか？ 成年後見制度. Informational graphic with icons and text explaining the system.

成年後見制度を利用するには、本人の住所地の家庭裁判所に後見開始などの審判を申し立てる必要があります。申し立てる...

人顔 スポットライト 法務教官. Profile of a legal instructor with a photo and text.

# 社会を明るくする運動

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」も、今年で55回を迎えました。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を作っていくことを目的とした全国的な運動です。

ここでは中央実施委員会主催の中央行事について紹介をします。親子ふれあい将棋のぼ（7月3日）

将棋大会、多面指し指導対局等が行われ、参加した約60組の親子は、棋士の話や指導に熱心に耳を傾けていました。

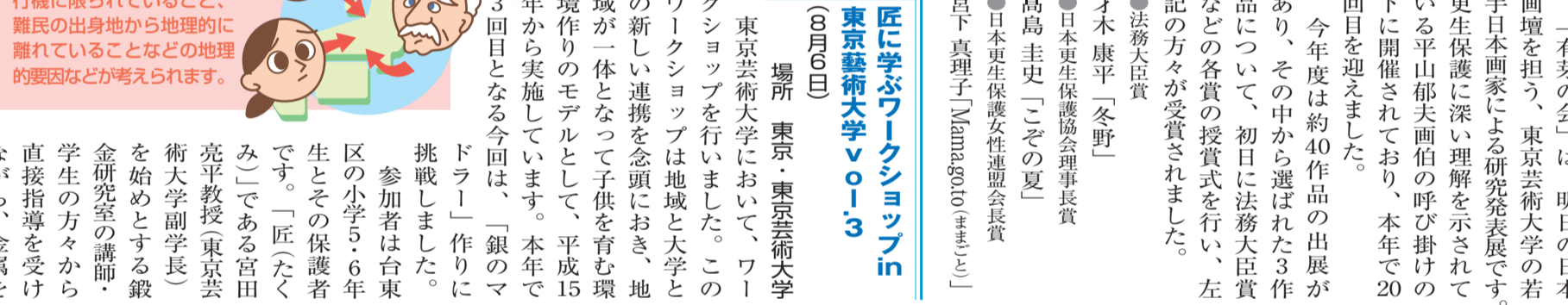
「社会を明るくする運動 協賛」有芽の会（7月13日・18日）

将棋大会、多面指し指導対局等が行われ、参加した約60組の親子は、棋士の話や指導に熱心に耳を傾けていました。

今年度は約40作品の展覧があり、その中から選ばれた3作品について、初日に法務大臣賞などの各賞の授賞式を行い、左記の方々を受賞されました。

「有芽の会」は、明日の日本画壇を担う、東京芸術大学の若手日本画家による研究発表展です。

「匠に学ぶワークショップ in 東京芸術大学 vol.3」（8月6日）



「有芽の会」は、明日の日本画壇を担う、東京芸術大学の若手日本画家による研究発表展です。更生保護に深い理解を示されている平山郁夫画伯の呼び掛けの下に開催されており、本年度20回目を迎えました。

日本司法支援センター 理事長 高島圭史. Profile and information about the Japanese Legal Support Center.

## お答えします

「難民」について. Q: 難民ってどういう人をいうの? A: 条約や日本の法律ではっきりと定義が定められていますが、それを簡単にいうと、人種、宗教、国籍、ある社会的グループのメンバーであること、又は、政治的意見を理由に迫害を受ける十分に理由のある恐怖があって、自分の国から逃げている人々をいいます。

Q: 日本ではどれくらいの人か? A: 昭和57年の難民認定制度発足時から平成16年までの間に330人が難民と認められていたが、難民とは認められませんが、人道的配慮が必要との理由で日本に在留を認められた人が284人います。



# ハンセン病に関する「夏休み親子のシンポジウムと映画の集い」を開催



法務省は、全国人権擁護委員連合会などと共に8月28日に福岡市で、8月31日に東京都江東区でハンセン病に関する「夏休み親子のシンポジウムと映画の集い」を開催しました。

今回の行事は、ハンセン病元患者の方々等に対する偏見・差別を解消するために、小・中学

生の時期にハンセン病を正しく理解してもらおうと、「医学から見たハンセン病」、「歴史から学ぶハンセン病」、「ハンセン病患者・元患者の人権回復」等について、親子で共に考えてもらうことを目的として開催したもので、シンポジウム、ファミリーコンサート及びハンセン

病強制隔離政策への悲しみと怒りを描いたドキュメンタリー映画「風の舞」の上映の3部構成で行いました。第1部のシンポジウムでは、医療関係者及び元患者による基調講演に加え、中学生などをパネリストとするパネルディスカッションが行われました。

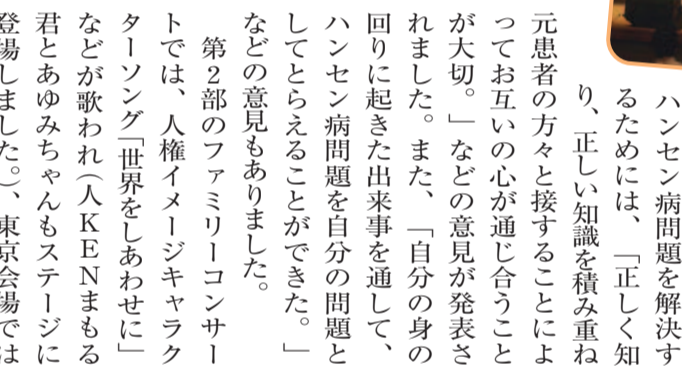
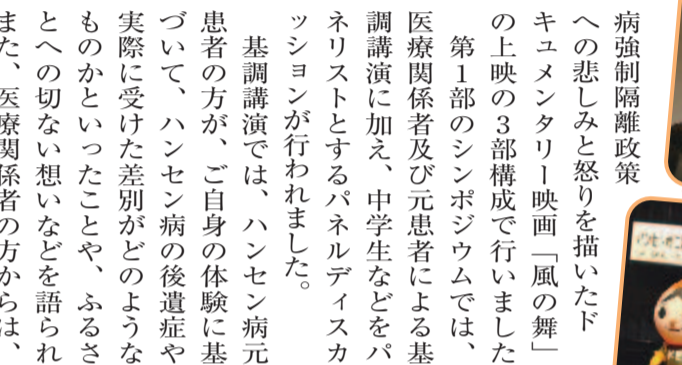
基調講演では、ハンセン病元患者の方が、ご自身の体験に基づいて、ハンセン病の後遺症や実際に受けた差別がどのようなものかといったことや、ふるさとへの切ない想いなどを語られ、また、医療関係者の方からは、ハンセン病の正しい知識とともに、なぜ偏見が起きているのかなどのお話がありました。

続くパネルディスカッションにおいて、福岡会場では、ハンセン病の国立療養所である菊池恵楓園入所者の方々と交流を続けている中学生3人と高校生がパネリストを務め、「交流を通じて、園の人たちが幼いころから将来の夢さえ持つことができなかつたことを知り、ショックだった。」、「交流を通してハンセン病について知ることができたので、今後はハンセン病のことを知らない人たちに伝えていきたい。」などの意見が発表されました。

東京会場では、パネリストを務めた4人の中学生から、「厳しい偏見・差別を受けてきた中であって、前向きに強く生きてきた元患者の方々への敬意に値する、見習うべき。」、「誤った理解が生み出したハンセン病問題を解決するためには、「正しく知り、正しい知識を積み重ね、元患者の方々と接することによってお互いの心が通じ合うことが大切。」などの意見が発表されました。また、「自分の身の回りに起きた出来事を通して、ハンセン病問題を自分の問題としてとらえることができた。」などの意見もありました。

第2部のファミリーコンサートでは、人権イメージキャラクター「タソング」世界を「あわせに」などが歌われ（人KENまもる君とあゆみちゃんもステージに登場しました。）、東京会場では、江東区立第四砂町小学校の児童が合唱を披露してくれました。

会場に来ていただいたみなさんには、パネリストとして参加した中学生や高校生の言葉によって、ハンセン病の問題を身近なこととして感じてもらうためのではないでしょうか。



「裁判員制度を知ろう」～もしもあなたが選ばれたら～

平成17年7月2日(土)  
10:00～16:00  
立命館大学 以学館 2号ホール

【今年世帯別裁判員】  
「国民の司法」の確立を求めて  
【高橋貞義氏】  
【裁判員制度を知ろう】  
大井 尚志 立命館大学法学部教授  
高橋 貞義 立命館大学法学部教授  
中野 謙子 立命館大学法学部教授  
本間 守也 立命館大学法学部教授

平成16年5月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が公布され、平成21年5月までに施行されることになりました。裁判員制度導入の意義は、国民の健全な感覚が裁判内容に反映され、司法に対する国民のみなさんの理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基礎を得ることができるようになることにあります。

しかし、本年2月に内閣府が行った世論調査によれば、7割の方が、ご自身が裁判員として裁判に参加することに消極的という結果でした。そこで、法務省は、直接国民のみなさんと対話しながら、裁判員制度について理解を深めてもらうと、法務省の主催としては初めての「裁判員制度セミナー」を開催

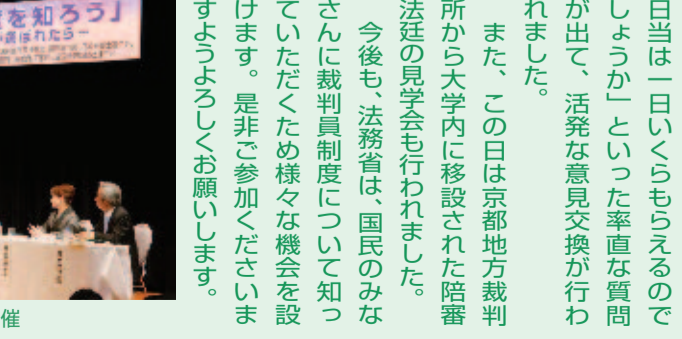
「裁判員制度を知ろう」～もしもあなたが選ばれたら～

このシンポジウムは、会場からの質問にパネリストが答えるという対話型で行われ、裁判員制度に関して、「私はおしゃべりなので守秘義務のことが心配です」「お弁当は出るのでしょうか、日当は一日いくらもらえるのでしょうか」といった率直な質問が出て、活発な意見交換が行われました。

また、この日は京都府裁判所から大学内に移設された陪審法廷の見学会も行われました。

今後、法務省は、国民のみなさんに裁判員制度について知っていただくため様々な機会を設けます。是非ご参加くださいますようよろしくお願いします。

その後、中村雅俊さんの監督により法務省が製作した裁判員制度広報ドラマを上映。上映後は、今回の企画の目玉であるシンポジウム「裁判員制度を知ろう」を開催し、本田守弘内閣官房司法制度改革推進室長や広報ドラマに出演した女優の加藤夏希さんなど5名のパネリストが登場しました。



シンポジウム「裁判員制度を知ろう」を開催

